

令和5年度 指名停止業者（令和5年4月7日公表）

指名停止の期間	商号又は名称	主たる営業所の所在地	措置要件	指名停止の理由
令和5年4月7日から 令和6年1月6日まで	アルフレッサ(株)京都第一支店	京都市	別表第2-2-イ(3)	独占禁止法違反により、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたことによる。
令和5年4月7日から 令和5年7月6日まで	水道機工(株)大阪支店	吹田市	別表第2-4	建設業法の規定に違反し、監督処分を受けたことによる。
令和5年4月7日から 令和5年7月6日まで	(株)水機テクノス大阪営業所	吹田市	別表第2-4	建設業法の規定に違反し、監督処分を受けたことによる。